



2021年3月19日  
カトリックさいたま教区 司教  
マリオ 山野内 倫昭

新型コロナウイルスの感染拡大に対する教区の対応について（第18次）  
—日本政府の「緊急事態宣言（第2回）」の終了を受けて—

日本政府からの「緊急事態宣言（第2回）」が3月21日で終了することが発表されました。従いまして、

「公開でのミサ」の休止を3月21日（日）に解くことといたします。  
今後、当面の教会活動は「対応（第14次）」に即して行ってくださるようお願いいたします。

しかし、今回の宣言の終了は新型コロナウイルスの拡大の終息を意味するものではありません。人の行き来が頻繁となる時期ですので、感染の再拡大を防ぐため、3密を守るなど、一層気を引き締めて、引き続き、注意深い行動が求められています。

主な制限は下記の三つです。

1. 主日のミサの回数制限：日曜日に1回、土曜日に1回（前晩のミサ）
2. ミサは、「日本語のミサ」、または、「日本語を基本とし、共同祈願や朗読の一部を外国語で行うもの」のみ許可します。
3. 教会活動は小教区運営に関わる最低限不可欠なもの（葬儀など）を除き、引き続き休止としてください。  
(なお、新型コロナウイルスの感染のリバウンドが生じた場合には改めて指示を行います。)

聖週間のミサ等祭儀について

枝の主日  
聖木曜日  
聖金曜日  
聖土曜日

会衆の行列は行わないでください。  
洗足式は行わないでください。  
十字架の崇敬の際、会衆の行列は行わないでください。  
光の祭儀の際、会衆の行列は行わず、聖堂内で光の入堂を待ってください。

復活の主日

ミサは感染防止のための十分な対策を行えた場合にのみ2回行うことを許可します。